

平成18年度 事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103301 消費生活モニター						
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区民(消費者)						
事務事業意図	適切な消費者行政に関する情報を受け、賢い消費者が増加する。						
事務事業手段	【昭和48年度事業開始】モニターを通じて商品や区民の消費活動の実状を把握し適切な消費者行政を展開する。4月1日現在において、区内在住及び満20歳以上の者を毎年3月の広報かつしかにて公募により40名以内で選出。モニター委嘱者数：平成17年度...40人 モニターにアンケート調査・量目調査・各種事業に参加しての意見の報告を受け、消費者行政への協力を依頼する。また、モニター自らも研修会や自主学习によって「賢い消費者」としての意識向上を図り、自主学习報告は展示室等でパネル展示を行っている。						
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活モニター運営要領						
現状と課題	BSE問題、食肉偽装表示事件など「食の安全性の問題」やSF商法、ヤミ金融、マルチ商法などの契約の問題等、消費者を欺く事件が多く発生しており、消費者を取り巻く環境はますます複雑化してきている。委嘱期間終了後、自主的活動に発展させるため、平成16年度よりモニター卒業生が自主学习生として活動できるよう要領改正を行った。						
成果・活動指標	【成果指標1】調査及び報告書提出数(アンケート調査+量目調査+随時報告+自主学习報告)目標21年度 1,000枚【成果指標2】研修会等参加延人数(打ち合わせ会+研修会+懇談会)目標21年度 250人【活動指標1】モニター委嘱者数【活動指標2】アンケート・量目調査実施回数						
目標達成状況	成果指標1 [枚]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	1,000.00	1,000.00			
	成果指標2 [人]	予定	250.00	250.00			
		実績	759.00				
	活動指標1 [人]	予定	40.00	40.00			
		実績	198.00				
		単位コスト	40.00				
	活動指標2 [回]	予定	10.00	10.00			
		実績	68.48				
		単位コスト	10.00				
トータルコスト (千円)	予定		2,984				
	実績	2,739					
総合評価	継続 広く区民(消費者)の意見を求め、消費者行政に生かすことは、時代に即応した消費生活行政の実現に役立ち、モニター自身も研修会や調査等に参加することにより、消費者としての正しい知識を獲得する。						
事業評価	事業の必要性	はい 区が行っている消費者行政に対して、実際に区民(消費者)からの意見を取り入れることは、事業の見直しや、時代に即応した消費者行政を実現させるためには、必要である。					
	民間活用	実施困難 区が行っている消費者行政に対する区民からの幅広い意見を収集し、事業の展開に活用し、モニター自身にも知識の向上を促すことは、行政機関である区が行うべきである。					
	成果向上余地	はい 年間を通じて、消費生活に関する研修会を開催したり、調査・アンケートを集約して区消費者行政に反映させているが、内容をより以上充実させることにより向上の余地がある。					
	経費削減余地	いいえ 事業費のほとんどが、研修会の講師謝礼や、モニター活動に対する謝礼などの報酬費で占めており、これ以上のコスト削減は難しい。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103301

地域振興部 産業経済課

消費生活モニター

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		2,804		
	直接費	事業費	(6)		1,064		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.20		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		180		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		2,984		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	2,559			
	直接費	事業費	(25)	899			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.20			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	180			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	2,739			

平成18年度 事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103302 消費者教育						
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区内在住・在勤の消費者						
事務事業意図	物の見方・考え方を多角的に捉え、商品やサービスの知識などを習得し、自己責任のもとで商品やサービスを選択できる消費者になる。						
事務事業手段	【昭和40年度事業開始】消費者講座、セミナー等の開催・消費生活問題特別講演会の開催 <平成17年度実施回数等>消費者講座：10回、セミナー：2回、その他の講座：4回 消費生活問題特別講演会1回（平成17年9月3日開催） 「江戸っ子は宵越しの金を持たないか」無料、講師 江戸東京博物館館長 竹内 誠氏 <周知方法> 広報かつしかに掲載 <会場> 消費生活センター（立石5-27-1） ：消費生活問題講師派遣事業の実施<平成17年度実施回数>14回						
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活センター条例						
現状と課題	消費生活に関わる問題は、悪質商法の被害等、従来からの問題だけでなくIT関連の新たな被害も加わり、問題が複雑・多様化している。消費者に対する啓発活動の重要性は高まっており、今後は早期から関心を持ち、正しい知識から判断できるよう、学校教育現場と連携を図る必要がある。						
成果・活動指標	【成果指標1】受講感想アンケート満足度（％）＝「ためになった」等回答者数／アンケート回答数 目標21年度 98％ 【活動指標1】講座等受講者数 【活動指標2】講座等開催数						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	95.00	96.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績	91.66				
	活動指標1 [人]	予定	750.00	760.00			
		実績	580.00				
		単位数	19.12				
	活動指標2 [回]	予定	25.00	25.00			
		実績	22.00				
		単位数	504.18				
トータルコスト (千円)	予定		11,988				
	実績	11,092					
総合評価	継続 講座等の受講後のアンケートの満足度が9割を超えていることから、受講者には一定の効果がある。						
事業評価	事業の必要性	はい 消費生活にかかわる問題は、従来の問題だけでなく、IT関連の新たな問題も加わり、問題は複雑・多様化している。消費者が正しい知識を持ち判断できるよう啓発活動は必要である。					
	民間活用	実施困難 消費生活問題は、複雑・多様化している。このような消費生活問題に対して、消費者教育を行うためには、区民に一番身近な行政機関である区が実施すべきである。					
	成果向上余地	はい 消費生活問題に関心がある一部の区民が受講しているが、講座等のテーマをよりタイムリーにしたり、申し込み方法を手軽な方法にすることにより、受講者を増やすことができれば、効果を上げる余地がある。					
	経費削減余地	いいえ 事業費の9割が講師謝礼などの報償費であり、無料の講師を含めて講師の選定を行うなど経費削減に努めているが、これ以上の経費削減は、困難である。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103302

地域振興部 産業経済課

消費者教育

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		62		
		一般財源	(5)		10,936		
	直接費	事業費	(6)		1,428		
	職員人件費	人件費	(7)		9,570		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		1.10		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.10		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		990		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		990			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		11,988			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	25			
		一般財源	(24)	10,077			
	直接費	事業費	(25)	972			
	職員人件費	人件費	(26)	9,130			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	1.10			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	990			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	990				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	11,092				

平成18年度 事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103303 消費者活動育成事務						
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	登録団体会員						
事務事業意図	各地域で消費者問題に関する活動が活性化し、自立した消費者が育成される。						
事務事業手段	【平成元年度事業開始】消費者団体登録《登録要件》 団体としての規約（会則）を有し、かつ消費者活動を継続的に行っていること。 団体の構成員が、10名以上であること。 団体の代表者が区民であり、その団体の構成員の7割以上が区民であること。 《登録方法》登録しようとする団体は、区所定の申請用紙と規約（会則）・会員名簿・活動計画書を添付して、消費生活センターに申請する。登録期間は3年間。 消費者団体の活動の場として消費者学習室を貸出。センター運営会議に代表者が参加。						
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活センター条例						
現状と課題	消費生活問題は多様化・複雑化しており、専門的な問題も発生しており、自発的な消費者活動の必要性・重要性が高まっている。しかし、登録団体の高齢化により、活動が停滞傾向にあり、今後は新たな消費者団体の育成や、既存消費者団体の若手会員の開拓や、大学や専門研究者などとの連携も必要となりつつある。						
成果・活動指標	【成果指標1】消費者学習室の利用者数(人) 目標21年度 4,000人 【成果指標2】消費者学習室貸出件数(件) 目標21年度 270件 【活動指標1】4/1現在登録団体会員(人) 【活動指標2】登録団体数(団体)						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	3,900.00	3,950.00			
	成果指標2 [件]	予定	250.00	255.00			
		実績	186.00				
	活動指標1 [人]	予定	2,000.00	2,000.00			
		実績	1,530.00				
		単位コスト	2.41				
	活動指標2 [団体]	予定	12.00	12.00			
		実績	7.00				
		単位コスト	525.71				
トータルコスト (千円)	予定		3,840				
	実績	3,680					
総合評価	継続 消費者団体の活動が活性化し、会員が核になって地域の活動が展開されれば、自立した賢い消費者が増加する。消費者被害の未然防止にも繋がるため、継続して事業を展開する。						
事業評価	事業の必要性	はい 消費者被害が拡大している中で、賢い消費者育成の中心施策として、地域での活動の中心になる消費者団体の育成は必要である。					
	民間活用	実施困難 地域での活動の中心となる消費者団体の育成は、区が主体となって、実施すべきである。					
	成果向上余地	はい 消費生活展や、講座の参加者の団体への加入を促進し、消費者団体の量的拡大や、世代交代を図ることで効果を上げる余地がある。					
	経費削減余地	いいえ 人件費のみのため、経費削減は難しい。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103303

地域振興部 産業経済課

消費者活動育成事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		3,480		
	直接費	事業費	(6)		0		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.40		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		360		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		360			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,840			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	3,320			
	直接費	事業費	(25)	0			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.40			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	360				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	3,680				

平成18年度 事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103304 展示室運営(消費生活センター)					
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内在住・在勤・在学の消費者					
事務事業意図	区民が商品やサービスの知識などを積極的に収集・習得するために、消費者問題に関する必要な情報の提供を受けている。					
事務事業手段	【平成元年度事業開始】暮らしに関する問題点についてパネルや実物を展示し紹介 面積：120.6㎡ 開場時間：月～土曜日…午前9時～午後9時30分、日曜・休日…午前9時～午後5時、周知方法：広報かつしかに展示期間及び展示内容を掲載、入場料：無料、平成17年度展示内容：…消費生活モニター展示・悪質商法・お米について・消費生活展パネル展示・消費者団体展示等 消費生活に関する図書資料・ビデオテープ等の設置及び貸出 貸出・返却受付時間：月～金曜日…午前9時～午後5時 消費生活センター窓口で申請用紙記入 貸出期間等：1回につき2週間、4冊(点)まで貸出。					
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活センター条例					
現状と課題	長引く不況の中、業者の強引・執拗な勧誘等により、消費生活相談は年々複雑・多様化しており、消費者自身も自ら情報収集に努め、これら悪質業者に対抗し、自己責任のもとで商品やサービスの選択ができるようになる必要がある。そのため、身近に必要な情報を提供する場として消費生活センターの展示室の役割は大きい。					
成果・活動指標	【成果指標1】展示室開場日数(365日-休館日-区の行事等により利用不可能日) 目標21年度 332日 【成果指標2】図書資料等貸出数 目標21年度 100冊 【活動指標1】展示テーマ数 【活動指標2】図書、ビデオテープ蔵書数					
目標達成状況	成果指標1 [日]	予定	平成17年度	平成18年度		
		実績	332.00	332.00		
	成果指標2 [冊]	予定	90.00	90.00		
		実績	30.00			
	活動指標1 [回]	予定	16.00	16.00		
		実績	15.00			
		単位数	159.27			
	活動指標2 [冊]	予定	2,450.00	2,455.00		
		実績	2,431.00			
		単位数	0.98			
トータルコスト (千円)	予定		3,236			
	実績	2,389				
総合評価	継続 平成14年度より、展示、運営方法を見直したところであり、当面継続して事業の定着を図る必要がある。					
事務事業評価	事業の必要性	はい 年末年始の休館日及び、全館清掃日などの必要最低限の日数以外運営しており(年間330日程度)、区民が必要なときに情報収集する場として必要である。				
	民間活用	実施困難 事業者・消費者双方からみて、中立した立場で情報提供していくことができるのは公的機関であり区民に一番身近な行政機関である区が適当である。				
	成果向上余地	いいえ より多くの区民が容易に見られるように展示品及びパネル等を、ウィメンズパル以外の会場で展示することが望まれるが、費用対効果の面から考えると難しい。				
	経費削減余地	いいえ 平成14年度より、展示室運営の業務委託をやめ、職員により行うことで、大幅に経費削減を図ったところであり、これ以上の削減は困難である。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103304

地域振興部 産業経済課

展示室運営(消費生活センター)

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		3,146		
	直接費	事業費	(6)		2,276		
	職員人件費	人件費	(7)		870		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.10		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)		(18)		90		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)		(19)		3,236		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	2,299			
	直接費	事業費	(25)	1,469			
	職員人件費	人件費	(26)	830			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.10			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)		(37)	90			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)		(38)	2,389			

平成18年度

事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103305 消費生活展					
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内在住・在勤・在学の消費者、消費者団体、協賛団体					
事務事業意図	区内の消費者団体や消費者問題に関心の高いグループや企業等が連携し、消費生活問題の研究発表によって、区民等に役立つ情報・資料等を提供し「賢い消費者」を増加させ、消費生活を向上させる。登録団体の活動を活性化させる。協賛団体として消費者と共に活動することで、事業者は消費者問題へ目を向けた事業展開を推進させていく。					
事務事業手段	【昭和48年度事業開始】消費生活展の開催（17年度10月29日（土）・30日（日）） ウィメンズパル1階～3階を会場として使用・体験を含めたパネル展示（「食と環境」をテーマに計量感覚ゲーム・ごみ分別体験やエコエコショッピングなど参加者が体験を交えて学べる発表とした）・スタンプラリー（展示パネルの内容に沿ったクイズ形式で毎年実施。全てのテーマの内容が学べる）・フリーマーケット等 実行委員会の開催：各消費者団体から、2名ずつ委員を選出してテーマ等の開催に関する事項を決定する。プログラム（開催内容、会場案内等）2,000枚、冊子（啓発内容の詳細等）600冊の配布					
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活センター条例					
現状と課題	33年の歴史を持つ事業であるが、社会状況の変化により、消費生活に関わる問題は、複雑・多様化している。また、消費生活と密接に関係する環境問題も深刻化してきており、消費者に対する啓発活動の重要性は高まってきており、若手会員の開拓及び、新たな団体の育成が急務になっている。					
成果・活動指標	【成果指標1】スタンプラリー参加者 目標21年度 1,100人 【活動指標1】来場者数 【活動指標2】展示パネル枚数					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 1,100.00	平成18年度 1,100.00		
		実績	1,200.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	7,800.00	7,850.00		
		実績	5,000.00			
		単位コスト	1.29			
	活動指標2 [枚]	予定	100.00	100.00		
		実績	89.00			
		単位コスト	72.74			
トータルコスト (千円)	予定		7,195			
	実績	6,474				
総合評価	継続 消費生活展は楽しみながら、消費者問題を自然に学ぶことができるというメリットが大きく啓発活動としては有効である。また、同時に、消費者活動の活性化及び事業者の消費者問題に関する意識の向上にも有意義なものと考えられる。					
事業評価	事業の必要性	はい 楽しみながら、消費者問題を自然に学ぶことができるメリットは大きいものであり、消費生活展の開催は必要である。				
	民間活用	実施済 地域での活躍の中心となる消費者団体の育成、区民へのPRの場を設ける消費生活展は、区が消費者団体等と協働して実施すべき事業である。ただし、会場設営等については実施困難である。				
	成果向上余地	いいえ 参加団体等がより多くなることが望ましいが、会場がウィメンズパルに限られているためこれ以上拡充するのは難しい。				
	経費削減余地	いいえ 会場設営等委託料と印刷製本費が主たる経費のため、これ以上の削減は困難である。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103305

地域振興部 産業経済課

消費生活展

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		6,835		
	直接費	事業費	(6)		3,355		
	職員人件費	人件費	(7)		3,480		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.40		
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.40		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		360		
		(加算)退職給与引当	(15)		0		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			360		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			7,195		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	6,114			
	直接費	事業費	(25)	2,794			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.40			
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)		360			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)		6,474			

平成18年度 事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103306 消費生活情報提供						
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	区民（消費者）						
事務事業意図	区民の消費者意識が高揚し、区民が消費生活を送るうえで必要な知識となる生活情報を迅速に受ける。						
事務事業手段	【昭和50年度実施開始】平成17年度実施内容 広報かつしかに「くらしのまど」の掲載（1,300字程度）発行回数：11回 毎月5日号に掲載（1月5日号を除く）主な内容：マルチ、悪質リース契約・冷凍食品・リフォームトラブル・紫外線・ペットのトラブル・キャッシュカード被害・引越トラブル等 広報かつしかに特集掲載：12月25日号2面・3面使用 くらしにいかすNo2 5発行「くらしと金融」2,000部 くらしの豆知識 国民生活センターが発行する冊子に名入れ印刷をして配布。1,800部						
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活センター条例						
現状と課題	長引く不況の下、従前より巧妙かつ強引な営業活動が行われ、IT関連の普及に伴う相談など、相談は年々複雑・多様化しているが、被害に遭わないと消費者問題に目を向ける区民は少ないのが現状である。日頃から少しでも消費者問題に関心を持つ区民が増加するよう、効果的な情報提供の手段・内容が必要である。						
成果・活動指標	【成果指標1】くらしにいかす配付部数 目標21年度 2000冊 【成果指標2】くらしの豆知識配付部数 目標21年度 1,800冊 【活動指標1】くらしのまど発行部数 【活動指標2】くらしにいかす発行部数						
目標達成状況	成果指標1 [冊]	予定	平成17年度	平成18年度			
		実績	2,000.00	2,000.00			
	成果指標2 [冊]	予定	1,800.00	1,800.00			
		実績	1,800.00				
	活動指標1 [部]	予定	208,000.00	208,000.00			
		実績	214,000.00				
		単位コスト	0.03				
	活動指標2 [冊]	予定	2,000.00	2,000.00			
		実績	2,000.00				
		単位コスト	3.64				
トータルコスト (千円)	予定		7,573				
	実績	7,275					
総合評価	継続 冊子の配布率は非常に高く、また、広報かつしかが情報入手手段として活用されている率も非常に高い。また、区のホームページを活用して、相談件数が顕著に伸びているものに対して、注意を促すなどリアルタイムで、24時間入手可能な情報を提供していく。						
事務事業評価	事業の必要性	はい 「くらしにいかす」「くらしの豆知識」の両冊子とも95%以上の配布率を維持しており、広報かつしか毎月5日号に掲載の「くらしのまど」も好評であり、区民に消費生活情報提供することは必要である。					
	民間活用	実施困難 事業者、消費者双方から見て、中立した立場で情報提供していくことができるのは、区民に一番身近な行政機関である区である。					
	成果向上余地	はい 区のホームページを活用し、相談件数が顕著に伸びているものに対して注意を促すなどリアルタイムな情報提供をしていくことでより効果を与える余地がある。					
	経費削減余地	いいえ 事業費は、冊子の購入費、印刷経費にとどまっており、これ以上の削減は不可能である。					

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103306

地域振興部 産業経済課

消費生活情報提供

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		6,943		
	直接費	事業費	(6)		853		
	職員人件費	人件費	(7)		6,090		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.70		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.70		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		630		
		(加算)退職給与引当	(15)		0		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		630			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		7,573			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	6,645			
	直接費	事業費	(25)	835			
	職員人件費	人件費	(26)	5,810			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.70			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.70			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	630			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	630				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	7,275				

平成18年度 事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103307 消費生活相談					
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区内在住・在勤の消費者					
事務事業意図	消費生活相談の処理を通して、消費者(区民)の利益を保護し、安全で豊かな消費生活の実現に貢献する。					
事務事業手段	【昭和51年度事業開始】区民から寄せられる契約・販売方法・品質・性能に関する相談や苦情を専門の相談員が個別に受け付け、関係機関と連携しながら、助言やあっせん等適切な方法で処理する【相談日時】月～金曜日(年末年始・休日を除く)午前9時～午後4時【相談方法】原則電話で相談(必要に応じて面接)【消費生活相談体制】専門の相談員による1日5人体制【消費生活相談情報システムの導入(平成16年4月より)】データ反映までの時間を短縮し、最新の相談事例を見ることにより相談解決に役立たせる。					
根拠法令	消費者基本法、葛飾区消費生活センター条例、葛飾区消費生活非常勤職員設置要綱					
現状と課題	消費者契約法や、特定商取引に関する法律の改正など消費者保護に関する法整備が行われているが消費者被害の相談は、年々複雑・多様化しており、一層の消費者保護が必要である。「個人情報保護に関する法律」が平成17年4月に全面施行され、消費生活センターで消費者からの相談を受けることになり、相談事業の充実を図る必要がある。					
成果・活動指標	【成果指標1】斡旋・助言・他機関紹介等により処理した相談件数=相談受付数-(斡旋不調数+処理不能数)目標21年度 6,467件【成果指標2】斡旋・助言・他機関紹介等により処理した相談処理率(斡旋・助言・他機関紹介等により処理した相談件数÷相談受付件数)目標21年度 99.5%【活動指標1】相談受付件数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度	平成18年度		
		実績	5,940.00	6,045.00		
	成果指標2 [%]	予定	99.00	99.10		
		実績	98.87			
	活動指標1 [件]	予定	6,000.00	6,100.00		
		実績	3,895.00			
		単位コスト	5.48			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		21,366		
実績		21,347				
総合評価	継続 消費生活センターがADR(裁判外の紛争解決手段)の一つとして位置づけられたこと及び消費生活相談が複雑・多様化したことに対処でき得る相談体制を維持する。					
事業評価	事業の必要性	はい 消費生活相談受付件数の約99パーセントの相談に対し、解決または、解決の糸口を提供することができている。さらに平成17年4月より、「個人情報保護に関する法律」が全面施行され、消費生活センターで相談を受けている。				
	民間活用	実施困難 事業者と消費者双方から見て、中立した立場で判断することができるのは公的機関であり区民にとって身近な区であるため、区において消費生活相談を行うべきである。				
	成果向上余地	はい 経済の規制緩和が進展し、事前規制から事後チェックへと移行している。年々、複雑・多様化している相談内容に対応し得る相談員の質の向上を図ることにより効果を上げる余地がある。				
	経費削減余地	いいえ 総コストのうち、相談員の人件費など、努力により削減できないものが大半を占めており、コストの削減は困難である。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103307

地域振興部 産業経済課

消費生活相談

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0		
		都道府県支出金	(2)		0		
		地方債	(3)		0		
		その他	(4)		0		
		一般財源	(5)		21,096		
	直接費	事業費	(6)		18,486		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610		
		再雇用職員分	(8)		0		
		(職員数:賦課)	(9)		0.30		
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30		
	調整額	間接費	(12)		0		
		(加算)減価償却費	(13)		0		
		(加算)金利	(14)		0		
		(加算)退職給与引当	(15)		270		
		(控除)コスト対象外	(16)		0		
		(控除)雑収入	(17)		0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		270			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		21,366			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	21,077			
	直接費	事業費	(25)	18,587			
	職員人件費	人件費	(26)	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.30			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.30			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	270			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	270				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	21,347				

平成18年度

事務事業評価表

所属 05120000

地域振興部 産業経済課

事務事業	103308 家庭用品品質表示調査等					
	事業区分	経常事業	施策体系	1033	消費生活	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	区民（消費者）					
事務事業意図	衣類などの家庭用品や電化製品に必要な表示がされていて、消費者が商品やサービスを選択できる。量目により価格を設定している商品や、証明に用いる計量器に誤差が生じないように、2年に1度事業者が計量器の検査を義務づけることにより、適正な計量を確保し消費者が保護される。					
事務事業手段	【昭和26年度開始】「家庭用品品質表示法、電気用品安全法に基づく立入検査」 毎年検査品目を指定し、区内小売店に立入り、表示等について製造元または輸入元などの適正な表示がなされているかどうか確認し、結果を文書で東京都へ報告する。 「特定計量器の検査」 2年に1度東京都による特定計量器（業務または証明に使用しているばかり）の検査実施に伴い、受検に該当する計量器の種類・数量等を事前に往復はがきにより調査し、結果を文書で東京都へ報告。平成17年度実施年。					
根拠法令	家庭用品品質表示法、電気用品安全法、計量法、特別区における東京都の事務処理の特例					
現状と課題	特定計量器の検査に対する事前調査事務は、2年に1度の事務のため、17年度実施年のため18年度は実施せず、家庭用品品質表示法、電気用品安全法に基づく立入検査は実施するが、事務量も軽微のため、18年度廃止事業といたしたい。					
成果・活動指標	【成果指標1】表示不適正数+計量器検査不合格台数 【活動指標1】立入検査数+計量器検査対象台					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度		
	成果指標1 [台]	予定	0.00			
		実績	0.00			
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [台]	予定	2,800.00			
		実績	2,384.00			
		単位コスト	0.47			
	活動指標2 []	予定				
		実績				
単位コスト						
トータルコスト (千円)	予定					
	実績	1,122				
総合評価	継続 法律に規定された事務事業。 「家庭用品品質表示法、電気用品安全法に基づく立入検査」は実施するが、「特定計量器の検査」は、隔年度の実施のため18年度は実施しない。					
事務事業評価	事業の必要性	はい 法律に規定された事務事業である。				
	民間活用	実施困難 法律に規定された事務事業のため。				
	成果向上余地	いいえ 店舗立入検査方式は定まっており、区の裁量の余地はない。				
	経費削減余地	いいえ 経費の大半は、計量器の事前検査のための通信運搬費と人件費のため削減は困難である。				

コスト分析表

年 度 平成18年度

所 属 05120000

事務事業 103308

地域振興部 産業経済課

家庭用品品質表示調査等

事業期間 平成17年度 ~ 平成18年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)				
		都道府県支出金	(2)				
		地方債	(3)				
		その他	(4)				
		一般財源	(5)				
	直接費	事業費	(6)				
	職員人件費	人件費	(7)				
		再雇用職員分	(8)				
		(職員数:賦課)	(9)				
		(職員数:配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)				
	調整額	間接費	(12)				
		(加算)減価償却費	(13)				
		(加算)金利	(14)				
		(加算)退職給与引当	(15)				
		(控除)コスト対象外	(16)				
		(控除)雑収入	(17)				
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)					
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)					
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0			
		都道府県支出金	(21)	0			
		地方債	(22)	0			
		その他	(23)	0			
		一般財源	(24)	1,032			
	直接費	事業費	(25)	202			
	職員人件費	人件費	(26)	830			
		再雇用職員分	(27)	0			
		(職員数:賦課)	(28)	0.10			
		(職員数:配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0			
		(加算)金利	(33)	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90			
		(控除)コスト対象外	(35)	0			
		(控除)雑収入	(36)	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	1,122				